

白井市障害者計画2016-2025中間見直し版 自己評価集計表（令和3年度）

| | |
|-------|---|
| 基本目標 | 1 地域での自立生活への支援の推進 |
| 内容 | 住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしているよう、地域生活の基盤の充実に努め、障がいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進めます。 |
| 施策の方向 | (1) 相談体制・情報提供の充実 |
| 内容 | 各種相談・情報提供の体制の充実に努めるとともに、適切なサービスの効果的な利用を促進するため、障がいのある人についてのケアマネジメントの充実を図ります。 |

| 施策 | 通番 | 重点取組 | 事業等 | 左記の内容 | 自己評価平均点（満点：3点）※ | | | | |
|------------|----|------|--------------------------------|--|-----------------|------|------|------|------|
| | | | | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
| ①相談体制の充実 | 1 | ○ | 保健福祉相談の充実 | 関係各課・関係機関と必要に応じて連携・調整を図りながら、保健福祉に関する総合相談を実施します。 | 3.00 | | | | |
| | 2 | ○ | 一般相談の実施、身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置 | 2カ所の委託相談事業所の設置及び身体障害者相談員・知的障害者相談員の委嘱等により、障がいのある人や家族等からの様々な種類の相談に対応していきます。 | 2.00 | | | | |
| | 3 | | 「基幹相談支援センター」の設置 | 地域の相談支援の中核として、総合・専門的な相談や、相談支援事業所への指導・助言等を行う機関相談支援センターについて、市内における相談支援事業所の整備状況等を見ながら、設置に向けた調査・研究を進めます。 | 1.00 | | | | |
| | 4 | ○ | 計画相談支援体制の充実 | 利用者が障害福祉サービスや地域移行・地域定着支援、障害児通所支援を適切に利用できるよう、計画相談（指定特定・指定障害児相談支援）事業者の指定を進め、支援体制の充実を図ります。 | 2.00 | | | | |
| | 5 | ○ | 「こころの健康相談」の実施 | 精神科医師や精神保健福祉士によるこころの健康相談を実施します。 | 2.00 | | | | |
| | 6 | ○ | 発達障がい相談体制の整備等 | 発達障がいに関して相談を希望する方が地域で相談できる支援体制の拡充を図ります。また、県が設置している発達障害者支援センターC A S（キャス）と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っています。 | 2.00 | | | | |
| | 7 | ○ | 相談支援専門員の育成 | サービス利用計画を作成する相談支援専門員の育成を図るため、既存事業者や新規参入希望者に対し養成研修等の情報提供を行います。 | 2.00 | | | | |
| ②情報提供の充実 | 8 | - | パソコン講座の実施 | 障害者地域活動支援センターで3障がい（身体・知的・精神）の人を対象に実施しているパソコン講座を継続し、障がいのある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。 | 0.00 | | | | |
| | 9 | - | 情報バリアフリーの促進 | 情報コミュニケーション技術の急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技術の向上と、障がいのない人との情報格差（デジタルバイド）の縮小を図ります。 | 0.00 | | | | |
| | 10 | - | ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上 | 視覚（色覚）障がい者が閲覧しやすいホームページ作成に努めます。 | 2.00 | | | | |
| | 11 | - | 視覚障がい者に配慮した情報提供の充実 | 行政文書について、印刷物だけでなく、CDなど音声による媒体の作成に努め、視覚障がいのある人への情報提供を充実させます。 | 2.00 | | | | |
| | 12 | - | 図書館でのサービスについての情報の提供 | 視覚障がい者、肢体不自由者などの図書館の利用が困難な市民へ、本・雑誌等の宅配・郵送、録音図書製作、代読など、実施しているサービスについての必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。 | 2.00 | | | | |
| | 13 | ○ | 高次脳機能障がい者への支援 | 県で実施する高次脳機能障がい者への支援の取り組み（県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などに努めます。 | 2.00 | | | | |
| | 14 | ○ | 給付・助成・サービス等に係る情報の適時かつ適切な方法での発信 | 障がいのある人やその家族等が受けられる給付・助成・サービス等についての情報をより確実に伝えるため、内容・対象者・緊急性等に応じて、広報誌・市ホームページ・個別通知・窓口配布（保健福祉ガイドブックやパンフレット類）・メール配信等の中から最適な方法を選択し、時機を逃さずに発信します。 | 2.00 | | | | |
| | 15 | | 家族への支援 | 障がいのある人の家族に対して、講演会・研修会等を開催し、障がいや障がいのある人への理解のための情報提供をすることで家族支援を図ります。 | 2.00 | | | | |
| 平均点 | | | | | 1.73 | | | | |

※〔自己評価の配点〕
 ○当初見込み以上の実績や成果があった：3点 ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点
 △当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点 ×実績や成果が全くなかった：0点

| | |
|-------|--|
| 基本目標 | 1 地域での自立生活への支援の推進 |
| 施策の方向 | (2) 権利擁護体制の充実 |
| 内容 | 生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障がいのある人が、安心して地域自立生活を送れるよう、その権利の擁護に努めます。 |

| 施策 | 通番 | 重点取組 | 事業等 | 左記の内容 | 自己評価平均点（満点:3点）※ | | | | |
|--------------------------|----|------|-----------------------|---|-----------------|------|------|------|------|
| | | | | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
| ①権利擁護 施策の推進 | 16 | ○ | 人権擁護のための活動の強化 | 人権意識の普及高揚を図るための啓発や人権擁護委員による人権相談を実施します。 | 2.00 | | | | |
| | 17 | ○ | 「成年後見制度」の普及 | 意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度やその相談窓口の普及と利用の支援に努めます。 | 1.00 | | | | |
| | 18 | ○ | 日常生活自立支援事業及び成年後見事業の推進 | 在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業及び成年後見事業を推進します。 | 3.00 | | | | |
| | 19 | - | 福祉サービスの利用に係る苦情等への対応 | 市が提供する福祉サービスについての利用者からの苦情に適切に対応できるよう、市福祉施設サービス苦情相談員の協力も得て利用者の移行を的確に把握し解決に努めます。また、民間事業者が提供する障害福祉サービス等についての苦情に対しては、当事者の訴えをよく聞き、事実確認等を行った上で、必要に応じて千葉県運営適正化委員会等の関係機関と連携し、速やかな解決を図ります。 | 2.00 | | | | |
| ②当事者参画の促進 | 20 | - | まちづくりへの参画の促進 | 障がいのある人からの情報や意見等を聴くために市政懇談会を開催するほか、各種シンポジウムおよび講演会に障がいのある人の参加を促し、市政への参画を促進します。 また、障がいのある人やその家族、障がい者支援事業所等の意見等を各種施策に的確に反映させるため、市と関係者が協働で計画の策定や進捗状況の把握に努めます。 | 2.00 | | | | |
| ③選挙における配慮の実施 | 21 | - | 投票しやすい環境の整備と投票の秘密への配慮 | 各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票（本人の意思を2人の職員で確認したうえで代筆する）を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。また、点字投票や代理投票を行う際、投票内容が他の選挙人等に知られることのないよう厳正に実施します。 | 2.00 | | | | |
| ④障がい者虐待防止対策・障がい者差別の解消の推進 | 22 | - | 障がいのある人の虐待防止等対策 | 障がいのある人への虐待について、家庭等における暴力対策ネットワーク会議に基づいた対応や相談・支援により、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。 | 2.00 | | | | |
| | 23 | - | 障がい者に対する差別解消の推進 | 障がいのある人への差別や合理的配慮の不提供について、相談・支援により、差別の解消、合理的配慮の提供の推進を図ります。 | 2.00 | | | | |
| 平均点 | | | | | 2.00 | | | | |

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点 ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点
△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点 ×実績や成果が全くなかった：0点

| | | | | |
|-------|--|--|--|--|
| 基本目標 | 1 地域での自立生活への支援の推進 | | | |
| 施策の方向 | (3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備 | | | |
| 内容 | 障がい福祉サービスの質の向上や充実に努めるとともに、身体障害者福祉センターの充実や新たな地域生活支援拠点等の整備を図ります。 | | | |

| 施策 | 通番 | 重点取組 | 事業等 | 左記の内容 | 自己評価平均点（満点：3点）※ | | | | |
|-----------------|----|------|---------------------|--|-----------------|------|------|------|------|
| | | | | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
| ①指定障害福祉サービス等の充実 | 24 | - | 指定障害福祉サービスの推進 | 障がいのある人の自立の支援・促進や介護者・支援者の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに属する各事業の推進を図ります。 | 3.00 | | | | |
| | 25 | - | 補装具費の支給 | 身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実に図ります。 | 2.00 | | | | |
| | 26 | - | 障害者地域活動支援センターの充実 | 地域生活をしている障がいのある人が身体機能を維持し、他者との交流を図っていきいきとした生活を送れるよう、定期的な講座やパソコン開放、理学療法士による相談の実施、就労している障がいのある人の仲間づくりの場の提供など、センター事業の充実に努めます。 | 1.00 | | | | |
| | 27 | ○ | 地域生活支援拠点等の活用 | 地域生活支援拠点等に必要、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能が発揮されるよう、必要な事業及び運営者への協力を行うとともに、地域自立支援協議会での議論を通じて、機能の維持及び向上を図ります。 | 2.00 | | | | |
| ②地域生活支援事業の充実 | 28 | - | 地域生活支援事業の推進 | 地域で暮らす障がいのある人の自立・日常生活の支援、および介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合った移動支援や意思疎通支援（手話通訳派遣）、日中一時支援、日常生活用具給付などの地域生活支援事業の推進を図ります。 | 2.00 | | | | |
| | 29 | - | 小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付 | 小児慢性特定疾患児に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。 | 1.00 | | | | |
| 平均点 | | | | | 1.83 | | | | |

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点 ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点

△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点 ×実績や成果が全くなかった：0点

| | | | | |
|-------|--|--|--|--|
| 基本目標 | 1 地域での自立生活への支援の推進 | | | |
| 施策の方向 | (4) 保健・医療サービスの充実 | | | |
| 内容 | 身体障がい等の発生子予防や身体、知的、精神3障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性をふまえて個別のニーズに対応できるよう、知的障がい者等の療育体制の整備に努めます。また、保健サービスの充実や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。 | | | |

| 施策 | 通番 | 重点取組 | 事業等 | 左記の内容 | 自己評価平均点(満点:3点)※ | | | | |
|----------------|----|------|------------------|---|-----------------|------|------|------|------|
| | | | | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
| ①早期発見・療育の体制の充実 | 30 | - | 母子保健事業の推進 | 新生児訪問、乳児育児相談、1歳6か月および3歳児健康診査の際に医師等による内科診察・健康相談等を行い、疾病や精神・運動発達の遅れを早期に発見して、事後指導・健康相談の充実を図ります。 | 2.00 | | | | |
| | 31 | - | ライフサポートファイルの活用 | 障がいのある児童やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用します。 | 2.00 | | | | |
| | 32 | - | 療育相談・指導の実施 | 発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。 | 2.00 | | | | |
| ②保健サービスの充実 | 33 | - | 各種健(検)診事業の実施 | 障がいがあっても受診しやすい環境づくりを心がけ、各種がん検診および特定健康診査等を受診し、自らの健康管理に役立てることができるよう図ります。 | 2.00 | | | | |
| | 34 | - | 歯科口腔保健の推進 | 障がい者(児)の口腔機能を維持するため、歯科保健指導や歯科健康診査を実施します。 | 1.00 | | | | |
| | 35 | - | 感染症の拡大防止及び発生時の支援 | 障がいのある人等の生活に重大な影響をもたらす恐れがある感染症について、「白井市新型コロナウイルス等対策行動計画」、「白井市新型コロナウイルス対応マニュアル」等に基づき予防及び拡大防止に努めます。また、重大な感染症の発生時には、障がいのある人や障害福祉サービス等事業所に対する必要な支援を迅速に行います。 | 2.00 | | | | |
| ③医療につなげる支援の充実 | 36 | - | 生活習慣病予防の推進 | 健(検)診の後に、その結果に応じた生活習慣病予防に関する情報を提供し医療につなげる支援を行います。 | 2.00 | | | | |
| | 37 | - | 健康相談の実施 | 障がいのある人、難病患者およびその家族を対象に、関係機関等との連携により健康問題に関する相談を実施し、適切な医療が受けられるよう支援します。また、保健師等が障がいのある人、難病患者の自宅や通所している市内の事業所等を訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理に必要な相談を行います。 | 2.00 | | | | |
| | 38 | - | 医療機関情報等の提供 | 市民が病院の場所や診療時間、休日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、広報紙、ホームページ、健康カレンダー等で医療機関等の情報を提供します。 | 2.00 | | | | |
| 平均点 | | | | | 1.89 | | | | |

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点 ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点
 △当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点 ×実績や成果が全くなかった：0点

| | |
|-------|---|
| 基本目標 | 2 社会参加の支援・促進 |
| 内容 | 地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。 |
| 施策の方向 | (1) 障がい児の保育・教育の充実 |
| 内容 | 障がいのある子どもたちが、地域の中で社会に参加しながら自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備・充実に努めます。 |

| 施策 | 通番 | 重点取組 | 事業等 | 左記の内容 | 自己評価平均点（満点：3点）※ | | | | |
|-------------------|----|------|---------------------------|--|-----------------|------|------|------|------|
| | | | | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
| ①早期療育・保育の充実 | 39 | - | ライフサポートファイルの活用〔再掲〕 | 障がいのある乳幼児やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用します。 | 2.00 | | | | |
| | 40 | - | 療育相談・指導の実施〔再掲〕 | 発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。 | 2.00 | | | | |
| | 41 | - | 保育園における受け入れの推進 | 市内保育園等における障がい児の入所受け入れ体制の充実に努め、障がい児が自立していけるよう一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行います。 | 3.00 | | | | |
| ②学校教育（特別支援教育）の推進 | 42 | - | 就学相談の充実 | 一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育ができるよう、就学指導委員会など相談体制の整備を図り、適切な就学相談を行います。 | 3.00 | | | | |
| | 43 | - | 通級指導の充実 | 言語に軽度の障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる通級指導教室の充実を図るとともに、他校に設置された通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。 | 3.00 | | | | |
| | 44 | - | 個別支援学級（特別支援学級）の充実 | 障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。 | 2.00 | | | | |
| | 45 | - | 教職員の研修の充実 | 教職員の障がい者（児）理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、個別支援学級（特別支援学級）の担任について各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。 | 2.00 | | | | |
| ③インクルーシブ教育システムの推進 | 46 | - | 交流教育の充実 | 各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を推進します。 | 2.00 | | | | |
| | 47 | - | 障がい者理解の促進 | 小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。 | 2.00 | | | | |
| ④放課後対策の充実 | 48 | - | 放課後児童クラブ（学童保育）への受け入れ体制の整備 | 指導員を加配して障がいのある児童を学童保育所で受け入れ、健全育成を図ります。 | 3.00 | | | | |
| | 49 | - | 放課後対策事業の実施 | 特別支援学校通学児など障がいのある小中高生に放課後の活動場所を提供するため、指定放課後等デイサービス事業所へ障害児通所給付費の支給を行います。 | 2.00 | | | | |
| 平均点 | | | | | 2.36 | | | | |

※〔自己評価の配点〕

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点 ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点
△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点 ×実績や成果が全くなかった：0点

| | |
|-------|--|
| 基本目標 | 2 社会参加の支援・促進 |
| 施策の方向 | (2) 就労の支援・促進 |
| 内容 | 関係機関等との連携を図りながら、障がいの種類や程度に応じた就労の支援、就労機会の充実に努めます。 |

| 施策 | 通番 | 重点取組 | 事業等 | 左記の内容 | 自己評価平均点(満点:3点)※ | | | | |
|-----------|----|------|-------------------|---|-----------------|------|------|------|------|
| | | | | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
| ①一般就労の促進 | 50 | - | 障がい者雇用への理解の促進 | 市地域自立支援協議会に就労支援部会を設置し、事業者も交えて議論することなどにより、障がい者雇用についての事業者の理解促進を図ります。 | 2.00 | | | | |
| | 51 | - | 連携の推進・強化 | 公共職業安定所(ハローワーク)や障害者就業・生活支援センターとの連携を推進・強化し、相談と情報提供など、適切な対応を図ります。また、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、事業主等の関係機関と連携することにより、相談や指導を行います。 | 2.00 | | | | |
| | 52 | - | 就労・生活支援機能の整備 | 障がいのある人の就労に関する相談に、生活全般の問題も含めて対応・調整できるように、市内委託相談事業所や障害者就業・生活支援センターとの連携の充実に努めます。 | 2.00 | | | | |
| | 53 | - | 一般就労の支援 | 就労支援員を設置し、一般就労に向けた相談に応じます。また、チャレンジオフィスで知的障がい者・精神障がい者を雇用し業務を行うことで一般就労へ向けた支援を行い、特別支援学校の生徒や障害者就労支援事業所へ通所する人に対し職場実習の機会を提供します。 | 2.00 | | | | |
| | 54 | - | 公共機関における障がい者雇用の推進 | 市役所、図書館などの公共施設において、障がいのある人の雇用を推進し、法定雇用率以上の雇用に努めます。 | 3.00 | | | | |
| ②福祉的就労の促進 | 55 | - | 就労継続支援事業の利用促進 | 福祉的就労の機会を拡大するため、市福祉作業所における就労継続支援事業を運営するとともに、市内外の就労継続支援事業所の情報を積極的に提供し、利用を促進します。 | 2.00 | | | | |
| | 56 | - | 「優先調達」の推進 | 白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の内容を、調達実績とともに公表します。また、市の各部課に市内就労施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めます。 | 2.00 | | | | |
| 平均点 | | | | | 2.14 | | | | |

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点 ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点

△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点 ×実績や成果が全くなかった：0点

| | |
|-------|--|
| 基本目標 | 2 社会参加の支援・促進 |
| 施策の方向 | (3) 各種活動の支援・促進 |
| 内容 | 障がいのある人も気軽に参加できるようにスポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。 |

| 施策 | 通番 | 重点取組 | 事業等 | 左記の内容 | 自己評価平均点(満点:3点)※ | | | | |
|----------------------|----|------|---------------------------|--|-----------------|------|------|------|------|
| | | | | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
| ①外出、コミュニケーション支援施策の推進 | 57 | - | 外出支援対策の推進 | 障がいのある人の外出機会を拡大するため、福祉タクシー事業や地域生活支援事業の移動支援事業・意思疎通支援事業の推進のほか、福祉車両の貸し出しや通院の送迎など地域のニーズに合ったサービスの推進を図ります。 | 2.00 | | | | |
| | 58 | - | コミュニティバスの継続的な運行 | 障がいのある人を含めた交通弱者の日常生活における移動手段等を確保するため、コミュニティバスの充実を図りながら継続的に運行します。 | 2.00 | | | | |
| | 59 | - | 多様な活動機会の提供 | 障がいのある人のニーズに合わせ、障害福祉サービスによる同行援護、地域生活支援事業の意思疎通支援事業、ボランティア活動などを活用して、支援員や手話通訳者等を派遣し、さまざまな活動に参加する機会の提供を図ります。 | 2.00 | | | | |
| ②スポーツ・文化芸術活動等の促進 | 60 | - | スポーツ・文化等活動の支援・促進 | 障がいのある人も気軽に参加しやすい行事・講座・教室の開催、指導者の育成、学校体育施設の開放、サークル活動への参加相談などを行い、障がいのある人のスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動を支援・促進します。 | 1.00 | | | | |
| | 61 | - | 「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」の推進 | 市と他団体との共同で開催している「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の実現を図ります。 | 0.00 | | | | |
| ③当事者団体等の育成・支援 | 62 | - | 障がい者団体の育成・支援 | 障害者地域活動支援センター、地域福祉センターを中心として、障がい者関連団体の活動の場の提供や育成を図ります。 | 1.00 | | | | |
| | 63 | - | 団体間のネットワークづくりの支援 | 当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを支援します。 | 2.00 | | | | |
| 平均点 | | | | | 1.43 | | | | |

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点 ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点
 △当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点 ×実績や成果が全くなかった：0点

| 基本目標 | 3 快適で人にやさしいまちづくりの推進 | | | | | | | | |
|--------------|---|------|--------------------|--|-----------------|------|------|------|------|
| 内容 | 誰もが快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。 | | | | | | | | |
| 施策の方向 | (1) 福祉活動の促進 | | | | | | | | |
| 内容 | 障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め、障がいのある人への理解をさらに深めていくため、広報・啓発活動に努めます。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。 | | | | | | | | |
| 施策 | 通番 | 重点取組 | 事業等 | 左記の内容 | 自己評価平均点（満点：3点）※ | | | | |
| | | | | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
| ①啓発活動の充実 | 64 | - | 理解の啓発推進 | 市民に障がいや障がいのある人への理解のための情報を、広報紙、ホームページ等への掲載や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどによって提供し、理解についての普及啓発の推進を図ります。 | 1.00 | | | | |
| | 65 | - | 障害者週間行事の開催 | 障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害者週間行事の開催に取り組みます。 | 1.00 | | | | |
| | 66 | - | 職員等の研修機会の充実 | 職員および教職員を対象とした、障がい・障がいのある人に関する研修への参加の機会を設け、その充実を図ります。 | 2.00 | | | | |
| | 67 | - | 障がい者理解の促進〔再掲〕 | 小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。 | 2.00 | | | | |
| ②ボランティア活動の促進 | 68 | - | ボランティアセンター活動の強化 | ボランティア活動や福祉NPO活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐボランティアセンターの充実を図ります。 | 2.00 | | | | |
| | 69 | - | ボランティアの育成 | ボランティアセンターなどにおいて障がいのある人とのコミュニケーションの方法、人権擁護意識についての学習等専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、活動しやすい環境づくりを進めながら、組織的な活動になっていくように支援し、地域に根づいた継続的な活動の促進を図ります。 | 2.00 | | | | |
| | 70 | - | ボランティア情報の充実 | 広報紙「社協しろい」やホームページ、ボランティアセンター情報紙で障がい者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発とボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障がい者関連の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。 | 3.00 | | | | |
| | 71 | - | 地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進 | 地区社会福祉協議会（市内7地区）による「いきいきサロン」など、地域の特性を活かした地域ぐるみ福祉ネットワークの促進を図ります。 | 2.00 | | | | |
| 平均点 | | | | | 1.88 | | | | |

※〔自己評価の配点〕

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点 ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点
 △当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点 ×実績や成果が全くなかった：0点

| | |
|-------|--|
| 基本目標 | 3 快適で人にやさしいまちづくりの推進 |
| 施策の方向 | (2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 |
| 内容 | 障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるようなバリアフリー、ユニバーサルデザインのすべての人にやさしいまちづくりを目指し、法律や条例等の内容に則った「福祉のまちづくり」を進めます。 |

| 施策 | 通番 | 重点取組 | 事業等 | 左記の内容 | 自己評価平均点(満点:3点)※ | | | | |
|--------------------|----|------|---------------------------|---|-----------------|------|------|------|------|
| | | | | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
| ①外出環境の整備(福祉のまちづくり) | 72 | - | 都市公園の整備 | 障がいのある人を含めたすべて利用者が、安全で快適に利用できる都市公園の環境整備を推進します。 | 3.00 | | | | |
| | 73 | - | 公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 | 身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)と千葉県福祉のまちづくり条例に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。 | 2.00 | | | | |
| | 74 | - | 民間建築物における福祉的配慮の推進 | 千葉県福祉のまちづくり条例の対象となる公益的施設等の新設や改修を行う場合は、誰もが利用しやすい施設となるように配慮の協力をお願いするとともに、県が実施する施策に協力していきます。 | 2.00 | | | | |
| | 75 | - | 交通安全施設等の整備 | 障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機設置の要望等を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。 | 0.00 | | | | |
| | 76 | - | 路上放置物等障害物の解消 | 障がいのある人が歩道を安全に安心して通行できるよう、関係機関と協力して不法占有物の撤去を行うとともに、歩行空間の確保に努めます。 | 2.00 | | | | |
| ②住宅バリアフリーの促進 | 77 | - | 住宅増改築相談の実施 | 障がいのある人が生活しやすいように工夫された住宅の整備を進められるよう、住宅増改築相談の充実と推進に努めます。 | 2.00 | | | | |
| | 78 | - | 住宅改修費助成制度の推進 | 障がいのある人が在宅で快適に日常生活を営み、自立および介助に適した環境を実現できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、住環境の充実を図ります。 | 2.00 | | | | |
| 平均点 | | | | | 1.86 | | | | |

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点 ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点
 △当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点 ×実績や成果が全くなかった：0点

| | |
|-------|--|
| 基本目標 | 3 快適で人にやさしいまちづくりの推進 |
| 施策の方向 | (3) 防災・防犯等対策の推進 |
| 内容 | 市の地域防災計画等の関連施策と連携を図りながら、防災・防犯等の体制の整備を進めます。 |

| 施策 | 通番 | 重点取組 | 事業等 | 左記の内容 | 自己評価平均点(満点:3点)※ | | | | |
|--------------|----|------|------------------------------|--|-----------------|------|------|------|------|
| | | | | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
| ①防災・防犯等対策の推進 | 79 | - | 防災知識の普及 | 障がいのある人および介助者等の防災に関する知識の普及を図るため、パンフレット、市広報紙等による啓発や防災訓練を行います。また、災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練への参加の促進を図ります。 | 0.00 | | | | |
| | 80 | - | 緊急時の体制の整備 | 救急キット、ヘルプカード、ヘルプマークやネット119の活用により、緊急時の支援活動における救援活動が円滑・迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。 | 2.00 | | | | |
| | 81 | - | 地域防災コミュニティを主体とした地域障がい者支援策の確立 | 地域の住民がお互いに協力しあい、地域全体の安全を守るという意識の高揚と自発的な防災活動を促進して自主防災組織の設立を図り、福祉関係者、消防機関および自主防災組織等が連携、協力しながら地域内の避難行動要支援者(災害時要援護者)の把握に努め、地域における障がいのある人の救護体制の確立を図ります。 | 2.00 | | | | |
| | 82 | ○ | 名簿・「個別支援計画」の作成 | 白井市避難行動要支援者避難支援プランについては、策定時に市民を対象に、公民センター等市内6箇所で開催した説明会を実施したほか、パブリックコメントを実施し、プランへの理解が深まるよう努めてきましたが、今後も個人情報の提供先や連携する支援機関の役割を明確にするなどして理解・安心の確保に努め、対象者名簿の整備・更新を推進します。 また、個別支援計画については、市民への理解を進めるとともに、対象者の個別支援計画の策定を進め、システム改修と合わせて対象者からの同意確認を行います。 | 2.00 | | | | |
| | 83 | - | 供給協定の締結 | 災害発生により被災した障がい・病気のある人等が必要とする医療品や器具等について、関係機関とあらかじめ供給協定の締結等を行い、確保に努めます。 | 2.00 | | | | |
| | 84 | - | 避難所における配慮の充実等 | 障がいのある人が、避難所において、必要な介護や障がい特性に応じた支援を受け、プライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優先的な入居に努めます。また、災害発生時の、障がいによる要支援者を対象とした福祉避難所の開設を検討し、市内・近隣の障害者支援施設等と協定を締結していきます。 | 2.00 | | | | |
| | 85 | - | 犯罪被害防止の普及 | 障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得できるよう、防犯講話などにより普及を図ります。 | 2.00 | | | | |
| ②消費生活相談の実施 | 86 | - | 消費生活相談等の実施 | 消費生活センターで、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける消費生活相談を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。また、広報紙、ホームページ、消費者だより等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、ニーズに沿った消費者講座等を開催します。 | 2.00 | | | | |
| 平均点 | | | | | 1.75 | | | | |

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点 ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点

△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点 ×実績や成果が全くなかった：0点